

最高裁秘書第1855号

令和5年7月31日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

また、同諮詢について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

外為法違反被告事件（起訴日は令和2年3月31日及び同年6月15日）につき、逮捕状、勾留状、勾留延長及び保釈請求の各雑事件の担当裁判官の氏名が分かる文書（例えば、既済事件一覧表）

2 苦情の申出がされた日

令和5年6月23日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和5年度（情）謝問第22号

(2) 謝問日

令和5年7月24日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

令和5年7月24日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 堀 田 真 哉

理由説明書

苦情申出人は、東京地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、原判断庁において外為法違反被告事件（起訴日は令和2年3月31日及び同年6月15日）が存在したことは日弁連のHPで公表されているから、本件対象文書の存否自体が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号後段に相当するとはいえない旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

外為法違反被告事件（起訴日は令和2年3月31日及び同年6月15日）につき、逮捕状、勾留状、勾留延長及び保釈請求の各雑事件の担当裁判官の氏名が分かる文書（例えば、既済事件一覧表）

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示申出に対し、令和5年5月25日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 1の開示申出に係る文書は、特定日付及び特定の被告事件名で起訴された刑事事件に係る逮捕状の請求等身柄の拘束に関わる各雑事件の担当裁判官の氏名が記載された文書であるところ、その存否を明らかにすることにより、仮に当該刑事事件が存在する場合、当該刑事事件の被告人に対し、逮捕状の請求がさ

れた事実並びに当該被告人が身柄拘束されていることを前提に勾留、勾留延長及び保釈の各請求がされた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかとなる。そして、開示申出書の記載内容と入手可能な他の情報を照らし合わせることにより、当該被告人が特定される可能性があることは否定できず、ひいては当該被告人に対する身柄拘束の事実の有無という機微な情報が明らかとなり、当該被告人の権利利益を害するおそれがあるといえる。したがって、本件存否情報は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報（法第5条第1号後段）と認められる。

(2) 苦情申出人は、特定日に起訴された特定事件について既に日本弁護士連合会のホームページにおいて公表されている旨を指摘するが、本件開示申出に係る文書の存否を答えるだけで開示することとなる不開示情報は上記(1)で述べたとおり本件存否情報であるところ、仮に苦情申出人が指摘する事情があったとしても、その公表はあくまでも日本弁護士連合会の責任においてされたものであり、それをもって本件存否情報が「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとはいえない。

そのほか、本件存否情報が法第5条第1号ただし書イからハまでに掲げる情報に相当する事情も認められない。

(3) よって、原判断は相当である。